

償還払い(払い戻し)申請②

※メガネ・コルセット含む

医療機関等で医療費を全額（10割）お支払いされた場合

どんな場合が該当するの？



- 健康保険法等の規定で、窓口でいったん全額を支払うこととなっている場合（例）コルセット、弱視用眼鏡などの治療用装具
- 急病等のやむを得ない理由でマイナ保険証等を提示せずに受診した場合

払い戻し手続について

- (1) 医療機関等からの請求金額を支払い、領収書を必ずもらってください。
- (2) 領収書の受診日を確認し、下記受付期間内かどうか確認してください。

申請受付期間：受診日の翌月から6か月以内

※上記期間外の申請は受付することができません。

- (3) 先に、加入されている健康保険の保険者（各種健康保険組合等）へ、療養費の支給申請を行い、保険給付を受けてください。※上記申請期限に間に合うよう、お早めに手続きください。
- (4) 本庁舎2階「こども課」または各支所1階「住民福祉係」でのお手続きが必要ですので、以下のものをご持参ください。

- ☐ 保険者が発行する「療養費等支給決定通知書」
- ☐ 領収書（診療明細、保険点数、受診日、受診者、医療機関名などの記載があるもの）
※治療用装具の場合は、装具を購入した場所が発行した領収書
- ☐ お子様の医療保険の資格情報が確認できるもの
※マイナ保険証・資格確認書・資格情報のお知らせ等
- ☐ 子ども医療費受給者証
- ☐ 申請者の本人確認書類（運転免許証など）
- ☐ 受給者（保護者）名義の振込先口座のわかるもの
- ☐ 医師の証明書・意見書等（治療用装具の場合のみ）

※ 自己負担額が21,000円を超える高額な場合は、上記のほかに、印鑑（認印）、書類が必要となる場合があります。

手続概要

